

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

年 度

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

陸前高田市長 宛て 令和 年 月 日提出		給与支払報告書 特別徴収義務者	所 在 地 <small>フリガナ</small>												特別徴収義務者 指 定 番 号 担連 当絡 者先 電 話
			<small>氏名又は名称</small>												
			<small>個人番号 又は法人番号</small>		<small>個人番号の記載に当たっては 左端を空欄とし右詰めで記載</small>										
給与所得者	フリガナ 氏 名 生年月日 年 月 日 個人番号		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異動 年 月 日		異動の事由				異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	受給者番号 1月1日 現在の住所			<small>月から</small> <small>月まで</small>		<small>月から</small> <small>月まで</small>		<small>年</small> <small>月</small> <small>日</small>							
	異動後の 住 所			<small>円</small>		<small>円</small>		<small>円</small>							

1. 特別徴収継続の場合

新規(特別徴収義務者) 特別徴収義務者 指 定 番 号 所 在 地 フリガナ 氏名又は名称	<small>(新規)</small>		法 人 番 号		<small>担当者連絡先</small>		<small>所 属</small>		新しい勤務先へは、月割額_____円を <small>月分(翌月10日納入期限分)から</small> 徴収し、納入するよう連絡済みです。				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

- ・1月1日から4月30日までの間に退職する方に未徴収額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。
- ・6月1日から12月31日までの間に退職する方でも、本人の同意の上、極力一括徴収してくださるようご協力をお願いします。

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があつたため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 <small>月分(翌月10日納入期限分)で</small> 納入します。			

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		<small>※市町村記入欄</small>	